

第60回西日本ボウリング選手権大会

開催要項

| | |
|-------|--|
| 主催 | 公益財団法人 JAPAN BOWLING |
| 後援 | 公益財団法人 佐賀県スポーツ協会 佐賀県ボウリング場協会 |
| 協力 | 日本ボウリング機構（JBO） |
| 主管 | 佐賀県ボウリング連盟 |
| 開催月日 | 2024年6月28日（金）～ 6月30日（日） |
| 競技会場 | ボウルアーガス（公認競技場No.141-026 AMF 36L） 〒849-0935 佐賀県佐賀市八戸溝 3-12-20 マックスバリュ佐賀西店 2階 電話 0952-34-4003 FAX 0952-34-4005 |
| 競技種目 | ①2人チーム戦（男子・女子別） 6ゲーム（チーム合計12ゲーム） ②4人チーム戦（男子・女子別） 6ゲーム（チーム合計24ゲーム） ③選手権者決定戦（男子・女子別） 9ゲーム |
| 競技方式 | デュアルレーン方式（アメリカ方式）で実施する。 |
| 競技方法 | ①男女とも2人チーム戦、4人チーム戦の2種目は、それぞれ1人6ゲームの競技を行い（1ゲーム毎にレーン移動）、その合計得点により順位を決定する。 ②選手権者決定戦は、2人チーム戦、4人チーム戦の2種目の個人総得点の上位より、男子30名、女子18名を選出、あらためて9ゲームの競技を行い（1ゲーム毎にレーン移動）、その合計得点により順位を決定する。 ※参加人数により、選手権者決定戦進出人数を変更する場合がある。 |
| 競技規程 | JB選手権競技会規程並びにJBボウリング競技規則を適用する。 |
| 同位の裁定 | 各種目において同位が生じた場合、第133条に基づき裁定する。 ただし、選手権者決定戦の1位と2位が同点の場合、9・10フレームの決定戦により順位を決定する。 |
| 参加資格 | 2024年度JB登録会員（個人正会員、実業団会員、学生連合会員、高等学校登録会員、ジュニア会員）で、西日本地区に所属する各加盟団体より選出された者に限る（個人普通会員は個人正会員に登録変更すれば参加できる） |
| 参加割当 | 事前の参加希望調査に基づき、別紙の通りとする。 |

- チーム編成 ①男女とも、1チーム4名編成とする。
補欠選手の登録は、1チームにつき1名を認める。
②各種目とも欠員が生じた場合、選手権者決定戦の出場資格を得るためにメイクチームまたは欠員チームでも競技できる。ただし、その種目での入賞対象とはならない。
- 褒 賞 ①各種目（男・女別）優勝～第8位
ただし、各種目においてメイクチームは入賞対象外とする。
②個人ハイゲーム賞・個人ハイシリーズ賞（男・女別）
ただし、選手権者決定戦を除く
- 施設使用料 1チーム 58,000円（1名 14,500円）
選手権者決定戦 1名 5,850円
- 申込方法 所定の参加申込書に必要事項を記入して、各連盟でまとめ、施設使用料を添えて期日までに申し込むこと。
- 申 込 先 佐賀県ボウリング連盟
〒846-0023 佐賀県多久市南多久町大字長尾 4125-32
(有多久環境整備センター内 廣川陽三様方
TEL : 0952-74-2233 FAX : 0952-74-2234
E-mail : jbc-saga@s-bowling.jp
- 送 金 先 別紙送金明細書参照のこと。
送金締切日は2024年5月30日（木）厳守のこと。
- 申込締切 2024年5月28日（火）必着
- 注意事項 ①納入された施設使用料は、送金締切日以降、返金しない。また、自然災害や感染症の流行等より大会を中止した場合、旅費、宿泊費の補償はしない。
②主催者として傷害補償責任等は一切負わない。各自において保険証（原本または写し）を持参するとともに、事故や怪我等に備え補償を受けられるスポーツ傷害保険等へ加入すること。
③公認ゲーム消化証明は、各連盟・学生連合の責任において確認すること。
④大会使用ボールの登録は、会場に持ち込んだ全てのボールを競技開始前に登録すること。登録には、2個目から（特別会員は4個目から）1個につき500円の登録料を納めるものとし、5個目からは特別保管料として1個につき1,000円を追加徴収する（公認ゲーム600ゲーム以上達成者は、7個目まで特別保管料を免除し、8個目から1個につき1,000円を追加徴収する）。また、ボールの追加登録は原則として認めない。
⑤競技中に参加全競技者の中から無作為にボール検査を実施する。シフト終了後、主管役員により指名された選手は速やかにボール検査に協力すること。登録していないボールを会場へ持ち込んだ場合、それまでの記録は全て無効とする。

- ⑥未検査ボール、ボール検査合格証不携帯の場合は、競技開始前に検査を受けること。この場合の検査料は1個500円とし大会期間中のみ有効のボール検査合格証を発行する。
- ⑦大会に使用するボールの持ち込みは4個以内に自粛すること。
- ⑧会員証不携帯の場合、今大会のみ有効の臨時会員証を発行する。申請書に必要事項を記入し、300円の発行手数料を添えて申請すること。
- ⑨本大会の映像・写真・記事・記録等における個人情報（氏名・年齢・性別・記録・肖像等）は、広報の目的で使用・公開する。また報道機関に提供することがある。その掲載権・使用権は主催者に属する。
- ⑩本大会開催中、会場内で撮影した写真・映像等は、映る人物の個人情報（肖像を含む）およびプライバシーに配慮し、個人使用の範囲内に限ることとする。報道目的、企業活動での撮影および公開は、必ず主催者の許可を得ること。

※ドーピング検査について※

1. 本競技会は、日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象大会である。
2. 本競技会参加者（18歳未満の競技者を含む。以下同じ）は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程にしたがい、ドーピング・コントロール手続の対象となることに同意したものとみなす。18歳未満の競技者については、本競技会への参加により親権者の同意を得たものとみなす。
3. 本競技会に参加する18歳未満の競技者は、親権者の署名した同意書を大会に持参し携帯すること。親権者の同意書フォームは、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）のウェブサイト（<https://www.playtruejapan.org/jada/u18.html>）からダウンロードできる。18歳未満の競技者はドーピング検査の対象となった際に、親権者の署名が記載された当該同意書を担当検査員に提出すること。なお、親権者の同意書の提出は18歳未満時に1回のみで、当該同意書の提出後に再びドーピング検査の対象となった場合は、すでに提出済みであることをドーピング検査時に申し出ること。ドーピング検査会場において親権者の同意書の提出ができない場合、検査後7日以内にJADA事務局へ郵送にて提出すること。親権者の同意書の提出がなかった場合でも、ドーピング・コントロール手続に一切影響がないものとする。
4. 本競技会参加者は、本競技会において行われるドーピング検査（尿・血液等検体の種類を問わず）を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続を完了することができなかった場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。
5. 競技会・競技会外検査問わず、血液検査の対象となった競技者は、採血のため、競技/運動終了後2時間の安静が必要となるので留意すること。
6. 日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト（<http://www.playtruejapan.org>）にて確認すること。